

「指定(介護予防)短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(さいたま市指定 第 1176513693 号)

当事業所はご利用者に対して、指定短期入所生活介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方々が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 苦情の受付について	10

1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社 社会福祉総合研究所
- (2) 法人所在地 東京都新宿区西新宿 7-9-18 第三雨宮ビル7階
- (3) 電話番号 03-3367-2910
- (4) 代表者氏名 代表取締役 秋元 孝則
- (5) 設立年月日 平成 18 年 11 月 22 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定（介護予防）短期入所生活介護事業所
平成 27 年 2 月 1 日指定
- (2) 事業所の目的 介護保険法令の趣旨に従い、ご利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援し、又必要な居室及び共用施設等を使用させ、短期入所生活介護に係る介護保険給付対象サービス及び対象外のサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 ショートステイ ロイヤル
- (4) 事業所の所在地 埼玉県さいたま市見沼区大谷 3 9 0 - 1
- (5) 電話番号 048-878-9351
- (6) 事業所長（管理者） 菅原 徹
- (7) 当事業所の運営方針
事業所の職員は、要支援者・要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画及び短期入所生活介護計画に基づく日常生活上の介護等を行うことにより、ご利用者の心身の機能維持、並びにご利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るサービスの提供を行う。
- (8) 開設年月日 平成 27 年 2 月 1 日
- (9) 営業日及び受け付け時間

営業日	年中無休
受け付け時間	月曜日～日曜日 9時00分～18時00分

(10) 通常の事業実施地域及び送迎の実施地域

通常の送迎の実施地域は、さいたま市（うち見沼区、北区、大宮区、に限る）、上尾市の一部（上尾村、五番町、原市、に限る）、の区域とする。

(11) 利用定員 20名

(12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室、設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	20室	従来型個室で滞在費を算定
合計	20室	
食堂兼 機能訓練室	1室	
浴室	3室	個浴、一般浴、機械浴
医務室	1室	
共用トイレ	7室	

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈 主な職員の配置状況 〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

R6. 4. 1 現在

職種	人数
1. 事業所長（管理者）	1名
2. 介護職員	9名
3. 生活相談員	3名
4. 機能訓練指導員	2名
5. 医師（嘱託医）	1名
6. 栄養士	1名

〈主な職種の基本的な勤務体制及び職務内容〉

職 種	勤務体制	職務内容
1. 事業所長（管理者）	9：00～18：00 1名	従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人数 早番： 7：00～16：00 1名 日勤： 9：00～18：00 1名 遅番： 11：00～20：00 1名 夜勤： 17：30～9：30 1名	利用者の生活全般にわたる介護業務を行います。
3. 生活相談員	9：00～18：00 1名	関係職員と連携し、利用者の生活相談、生活援助、利用の調整を行います。
4. 機能訓練指導員	9：00～14：00 1名	日常生活を営むのに必要な機能を改善又は、その減退を防止するための訓練及び指導を行います。
5. 医師（嘱託医）	11：00～11：30 1名	健康相談及び療養上の指導を行います。
6. 栄養士	9：00～18：00 1名	利用者の健康保持。増進を図るための栄養管理を行う。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付割合によって給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者にご負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 食事に関する栄養管理（但し、食材料費及び調理にかかる費用は別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況、及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食 8:00～

昼食 12:00～

夕食 18:00～

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練は専門家の指導の下、ご利用者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・看護職員が健康管理を実施します。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈 サービス利用料金 (1日あたり) 〉 (契約書第8条参照)

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額 (自己負担額) をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。)

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 利用料金		5,187円	6,454円	6,985円	7,743円	8,523円	9,270円	10,028円
2. 介護保険給付額	1割	4,669円	5,808円	6,286円	6,968円	7,670円	8,343円	9,025円
	2割	4,149円	5,163円	5,588円	6,194円	6,818円	7,416円	8,022円
	3割	3,630円	4,517円	4,889円	5,420円	5,966円	6,489円	7,019円
3. 自己負担額	1割	519円	646円	699円	775円	853円	927円	1,003円
	2割	1,038円	1,291円	1,397円	1,549円	1,705円	1,854円	2,006円
	3割	1,557円	1,937円	2,096円	2,323円	2,557円	2,781円	3,009円

◎当事業所では、上記料金に、下記の料金が一部加算されます。

1. 送迎加算	1,992 円	
2. 介護保険給付額	1 割	1,792 円
	2 割	1,593 円
	3 割	1,394 円
3. 自己負担額	1 割	200 円
	2 割	399 円
	3 割	598 円

1. 療養食加算 (1 食あたり)	86 円	
2. 介護保険給付額	1 割	77 円
	2 割	68 円
	3 割	60 円
3. 自己負担額	1 割	9 円
	2 割	18 円
	3 割	26 円

介護職員処遇改善加算 I	
月額利用単位数×8.3% (1 ヶ月あたり)	

介護職員等ベースアップ等支援加算	
月額利用単位数×1.6% (1 ヶ月あたり)	

機能訓練指導体制加算	
12 単位/日	

個別機能訓練加算	
56 単位/日	

口腔連携強化加算	
50 単位/日	

※1 単位は 10.83 円となります。月額で誤差が生じることがあります。

☆負担軽減制度

低所得の方で生計が困難であるものについて、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものです。

利用者負担段階の認定の要件は次のとおりです。

- 第1段階 世帯全員が市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者
第2段階 世帯全員が市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第3段階 本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階以外の方
第4段階 同じ世帯内に住民税課税

従来型個室

第1段階	食費 300円	居住費 320円	+	日用品費300円
第2段階	600円	420円	+	日用品費300円
第3段階	①1000円 ②1300円	820円	+	日用品費300円
基準費用額	1445円	1171円		

※基準費用額は施設における平均的な費用を勘案して国が定めた費用額です。

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額（介護保険負担部分 1日5000円）をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

又、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担になります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 居住費

ご利用者の個室（テレビ・冷蔵庫・加湿器・チェスト・ナイトテーブル・椅子・空気清浄器完備）利用に要する費用です。

料金： 1日あたり 3,320円（非課税）

② 食費

ご利用者に提供する食材料及び調理にかかる費用相当です。

料金： 1日あたり 1,445円（非課税）

朝食461円、昼食523円、夕食461円

但し、入退所日及び外出等により1日3食を摂られない場合は、1食毎に設定した料金の合計額をお支払いいただきます。

③ 日用品費

シャンプー・石鹸・トイレトペーパー・ティッシュ・洗濯洗剤・フェイスタオル・バスタオル等日用品の使用による費用です。

料金： 1日あたり セット料金300円 固定（非課税）

④ レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に実費をご負担いただいで参加できます。（入場料の発生する外出レクリエーション等）

⑤ 複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

料金： 1枚につき 10円（税込）

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

ご利用者が個別に希望される日常生活品の購入代金等に要する費用を立て替えた場合は、実費をご負担いただきます。

⑦ 理容・美容費

理・美容師の出張による理髪サービス（調髪、パーマ、毛染め、顔剃り）をご利用いただけます。

料金： 実費

☆経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、事業者が指定する指定日までに、事業者指定口座への振込み方法で（手数料は利用者負担とします。）支払うものとします。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合には、サービスの実施日前日までに事業所に申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の50% (自己負担相当額)

但し、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

○サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議します。

○ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 緊急時の対応について

☆ご利用者が体調不良、及び事故等にて医療機関への受診が必要となった場合、また状態に応じ救急搬送が必要な場合は、原則としてご家族様対応になります。

その際はショートステイロイヤルにお越しになって頂くか、直接搬送先の病院へお越し頂きます。

6. 非常災害対策

事業所では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上利用者及び従業者等の訓練を行います。

7. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受け

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受け窓口 ショートステイロイヤル 管理者
048-878-9351 (9:00~18:00 年中無休)
- 社会福祉総合研究所 お客様相談窓口
03-3367-2910 (9:00~18:00 平日)

(2) 行政機関その他苦情受付機関

さいたま市 介護保険課	所在地 電話番号 受付時間	埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 048-829-1264 (FAX) 048-829-1981 9:00~17:00
埼玉県 国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係	所在地 電話番号 受付時間	埼玉県さいたま市中央区大字下落合1704番 048-824-2568 (苦情相談専用) (FAX) 048-824-2561 9:00~17:00
見沼区役所 健康福祉部 高齢介護課	所在地 電話番号 受付時間	埼玉県さいたま市見沼区堀崎町12番地36 048-681-6067 (FAX) 048-681-6160 9:00~17:00

(3) 第三者委員実施の有無

第三者委員実施 有

無

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護

説明者職名..... 氏名..... 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、より良い介護サービス実施のため、サービス担当者会議等でご利用者並びに身元保証人の情報を用いる他、医療機関・居宅介護支援事業者への情報の提供を含め、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

ご利用者

住所.....

氏名..... 印

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建設の構造 建築基準法第2条第9号の2に規定する準耐火建築物
(2) 建物の延べ床面積 842.17㎡

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言を行います。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。居宅ケアプランをもとに、介護サービス計画書を作成します。

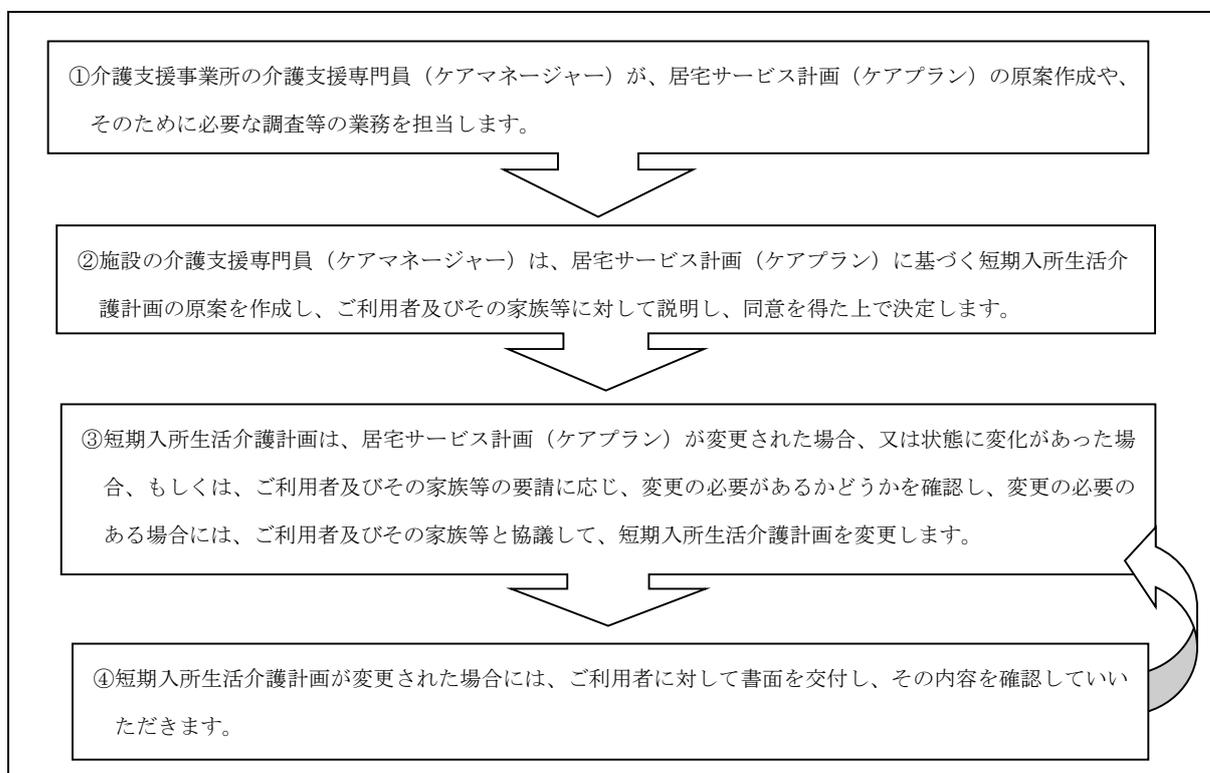
機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

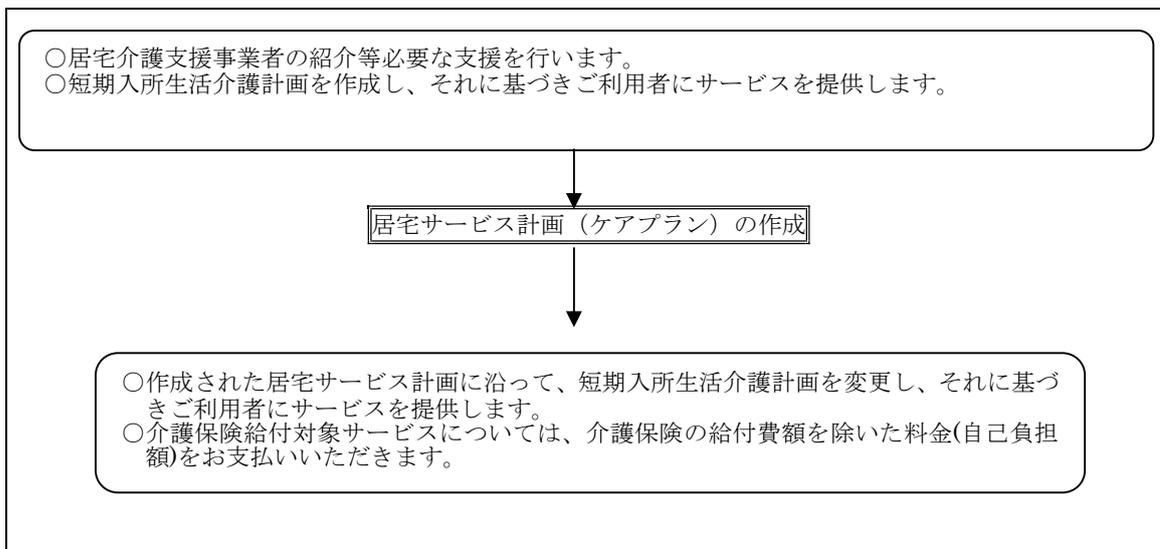
- (1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。

契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

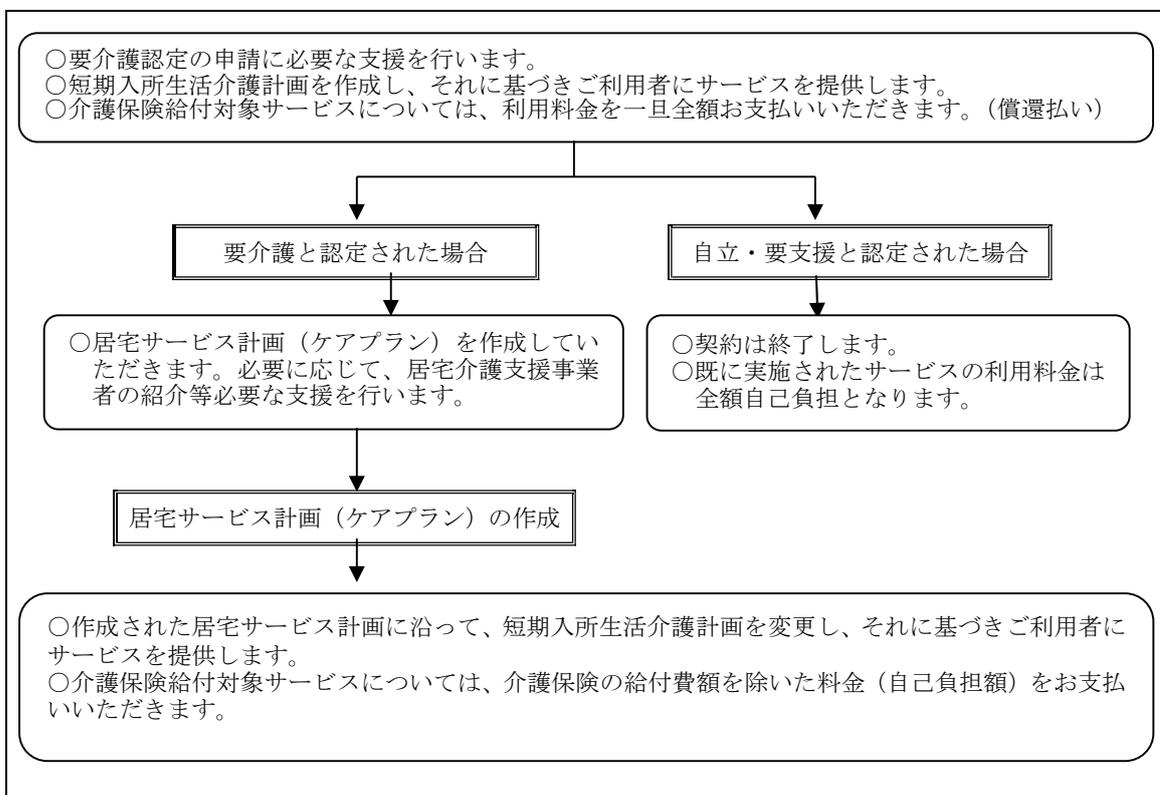


(2) ご利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合はご相談下さい。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- ②ご利用者に褥瘡が発生しないよう適切な介護を行います。
- ③事業者及びサービス従事者又は従業員は、感染症、食中毒の予防及び蔓延防止に努めます。又、発生した場合は、医療機関や保健所、市町村の関係機関と連携し、感染拡大の防止、報告等、必要な措置を講じます。
- ④ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご利用者から聴取し確認します。
- ⑤ご利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、例外的にご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ず実施する場合は、ご家族の同意を得るとともに、記録を作成するなど、適正な手続きにより一時的に身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者の身体に急変その他緊急に処すべき事態、事故等が発生した場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた医療機関に連絡し、指示に従い適切な医療処置を行うと共に、家族及び管理者、市町村への報告等必要な措置を講じます。また、事故の場合は改善策を居定めてサービス従事者等に周知徹底し、再発防止に努めます。
- ⑦事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)
但し、より良い介護サービスを提供するためサービス担当者会議等で、ご利用者又はご家族の情報を用いる事がある他、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関、介護支援事業所等にご利用者の心身等の情報を提供します。
又、ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。
- ⑧ご利用者に提供したサービス及び事故発生について記録を作成し、2年間保管すると共にご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されているご利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

※消費期限の明記されていない飲食物、カミソリ・ハサミなどの鋭利なもの、危険物、金銭や高価な物品 等

(2) 面会

来訪者は、必ずその都度面会カードに記入してください。

面会時間 9：00～18：00

(3) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり汚したりした場合には、ご利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但しその場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(4) 喫煙

喫煙スペース以外での喫煙はできません。喫煙時間以外は、煙草・ライターはお預かりさせて頂きます。

(5) サービス利用中に体調不良等が発生した場合

原則として、かかりつけ医に相談・受診をお願いしております。

(6) 嘱託医

医療機関名	医療法人社団 三世会 さいたま北クリニック
所在地	埼玉県さいたま市北区宮原町 2-103-30
診療科	内科

6. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用を継続する場合

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約終了の申し入れが無い場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

但し、介護保険の改定等が発生した場合には、契約の有効期間であっても変更項目について説明の上で同意書にご署名・押印を頂くことがあります。

8. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間中、以下のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第16条参照）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①ご利用者が死亡した場合②要介護認定により、ご利用者の心身の状況が自立と判定された場合③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥最終利用日より1年が経過した場合⑦ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）⑧事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください） |
|--|

(1) ご利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合②ご利用者が入院された場合③ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑥事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷付け、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑦他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷付けた場合、もしくは傷付ける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|--|

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合②ご利用者によるサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|---|

(3) 契約終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。